

4. 卒業・単位の認定に関する方針

卒業の認定基準はすべての学科目の合格により、単位を認定されるものとし、
進級の認定基準は当該学年のすべての学科目の合格により単位を認定されるものとする。
職員会議でその状況を確認し、運営委員会で単位取得の認定を行う。

卒業については次の学則に則り実施

学則第十五条（卒業の認定）

学校長は、所定の単位を取得した者に対して運営委員会の議を経て、卒業認定を行い、卒業証書（様式第4号）を授与する。

2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるものは、卒業を認めることができない。

卒業の可否は、毎年2月に実施する「卒業判定会議」において行う。

全学科目について

- ・出席状況・期末試験状況を勘案して審議し、決定される。

なお、卒業認定に関する規定については、学生便覧に記載し配布し、学生・保護者に周知している。